

下水道事業の手引 平成28年版 正誤表

以下の通り誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤	正
・P31 通知索引 上から12行目 7-(17) 下水道光管理用ファイバー整備計画策定事業	7-(17) 下水道管理用光ファイバー整備計画策定事業
・P65 下から4行目 「雨水管理総合計画策定マニュアル(案)」	「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」
・P386 下から6行目 (付録-1「Q&A19, 20」参照)	(付録-1「Q&A28, 29」参照)
・P422 下から2行目 (d) 低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫の内容	(d) 低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入、 <u>下水道施設の統合</u> 等高度な創意工夫の内容
・P444 下から7～8行目 「内水浸水想定区域図作成マニュアル」及び「水害ハザードマップ作成の手引き(案)」	「内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)」及び「水害ハザードマップ作成の手引き」
・P445 下から6行目 して「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い実施する事業をいう。(a)(b)(c)(d)	して「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い実施する事業をいう。
・P460 下から11行目 「下水道雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」	「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」
・P461 上から2行目 附属第I編 期間事業	附属第I編 <u>基幹事業</u>
・P463 上から13行目 1. 定義	削除
・P468 上から6行目 これらの法令において、附属第II編イ-7-(5)の	これらの法令において、附属第II編イ-7-(<u>6</u>)の

誤	正
<p>・P469 上から10～11行目 都市・地域整備局下水道部においても、個別箇所での事業実施に関して、必要に応じ河川局と積極的に連絡調整を行うこととしている。</p>	<p>削除</p>
<p>・P482 上から4行目 本事業として実施する附属第Ⅱ編イ-7-(3)の3. に掲げる交付対象事業。</p>	<p>本事業として実施する附属第Ⅱ編イ-7-(4)の3. に掲げる交付対象事業。</p>
<p>・P494 下から15行目～495 上から9行目 1. 目的 下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき・・・6. 留意事項 平成28年度より5年間に限り、「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能とする。・・・までの文章</p>	<p>1. 目的～2. 定義（社会資本整備総合交付金事業と同様のため省略） 3. 交付対象事業 ① 下水道ストックマネジメント計画の策定 イ-7-(1)からイ-7-(7)まで、イ-7-(10)からイ-7-(14)まで、ロ-7-(1)からロ-7-(6)まで、ロ-7-(10)又はロ-7-(14)のいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定 ② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築で、イ-7-(1)からイ-7-(7)まで、イ-7-(10)からイ-7-(14)まで、ロ-7-(1)からロ-7-(6)まで、ロ-7-(10)又はロ-7-(14)のいずれかの要件ロ-7 下水道事業に合致するもの 4. 交付対象～6. 留意事項（社会資本整備総合交付金事業と同様のため省略）</p>
<p>・P501 下から2～3行目, P502 下から15～16行目 平成20年度より5年間の猶予をもって、「長寿命化対策」を含めた施設の改築に対する交付は「下水道長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定することとする。</p>	<p>平成28年度より5年間に限り、「<u>下水道長寿命化支援制度</u>」に基づく交付を可能とする。</p>

誤	正
<p>・P502 上から2行目 ロ-7-(7) 下水道長寿命化支援制度</p>	<p>ロ-7-(9) 下水道長寿命化支援制度</p>
<p>・P502 上から17行目 イ-7-(10)からイ-7-(14)まで、ロ-7-(1)からロ-7-(7)まで、ロ-7-(10)又はロ-7-</p>	<p>イ-7-(10)からイ-7-(14)まで、ロ-7-(1)からロ-7-(6)まで、ロ-7-(10)又はロ-7-</p>
<p>・P502 下から10行目 イ-7-(7) 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額</p>	<p>イ-7-(9) 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額</p>
<p>・P502 下から7行目 本事業として実施する附属第Ⅱ編イ-7-(7)の3. に掲げる交付対象事業。</p>	<p>本事業として実施する附属第Ⅱ編イ-7-(9)の3. に掲げる交付対象事業。</p>
<p>・P503 上から5行目 ロ-7-(7) 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額</p>	<p>ロ-7-(9) 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額</p>
<p>・P505 下から15行目、P508 下から15行目 3 「下水道施設の改築について」(平成25年5月16日付け下水道事業課長通知)</p>	<p>3 「下水道施設の改築について」(平成28年4月1日付け下水道事業課長通知)</p>
<p>・P547 上から7行目 度化促進事業により構成される(図4-6)</p>	<p>度化促進事業により構成される(図4-8)</p>
<p>・P558 下から7～9行目 ・「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガス」とする。 ・「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。</p>	<p>・「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。 ・「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。</p>
<p>・P568 上から10行目 (PFI手法及び設計・施工・運営一括発注方式(DBO)、設計・施工一括発注方式(DB)をいう。</p>	<p>(PFI手法、設計・施工・運営一括発注方式(DBO)及び設計・施工一括発注方式(DB)をいう。</p>

・P.927 上から14行目

協定額の10%

(正) 想定受託費の10%